

○内閣府
厚生労働省 令第 号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）の施行に伴い、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 令第一号）の一部を次のように改正する。
労働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(金庫の子会社の範囲等) 第四十五条 「略」</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5 法第五十八条の三第一項第三号又は第五十八条の五第一項第八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>〔一〕八 略〕</p> <p>九 当該会社に対する金銭債権を有する金庫等(当該金庫等がない場合にあつては、金庫又はその子会社が当該会社の議決権を取得するときにおける当該金庫)及び次のいずれかに該当するものが関与して策定した合理的な経営改善のための計画(特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な資金を出資することを内容とするものであつて、当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)を実施している会社</p> <p>〔イ〕ハ 略〕</p> <p>ニ 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人</p> <p>〔ホ〕ト 略〕</p> <p>十 「略」</p> <p>〔6〕18 略〕</p>	<p>(金庫の子会社の範囲等) 第四十五条 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>5 「同上」</p> <p>〔一〕八 同上〕</p> <p>九 「同上」</p> <p>〔イ〕ハ 同上〕</p> <p>ニ 弁護士又は弁護士法人</p> <p>〔ホ〕ト 同上〕</p> <p>十 「同上」</p> <p>〔6〕18 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。